

幼保連携型認定こども園設置者変更の認可について

1. 施設名

幼保連携型認定こども園 しらゆきこども園

2. 内容

現在、社会福祉法人しらゆき福祉会が運営しているが、同系列である学校法人原田学園に事業譲渡したい旨の申し出があり、幼保連携型認定こども園の設置者変更認可申請書が提出された。(別紙 1 参照)

3. 変更理由

学校法人で既に他の認定こども園を運営しており、認定こども園事業を一つの法人にまとめることで、職員の人事交流や事業の活性化が図れることが見込まれるため、事業譲渡を行うものである。(別紙 2 参照)

4. 変更時期

平成 31 年 4 月 1 日

5. 変更後の施設・設備・職員

施設の規模や設備等に変更はなく、現在の施設を引き続き利用して運営を行う。
また、職員は新設置者で雇用され、現在と同様の人員体制で運営を行う。

【参考：関係法令】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第 18 条 幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の第 15 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

鹿児島市長 殿



平成30年 9月28日

設置者
 変更前 鹿児島市小松原二丁目10番15号
 社会福祉法人 しらゆき福祉会
 理事長 原田 具子
 変更後 鹿児島市谷山中央二丁目4118番地
 学校法人 原田学園
 理事長 原田 賢幸

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更の理由 学校法人原田学園へ事業譲渡するため /
- 2 変更の時期 平成31年 4月 1日 /
- 3 変更事項

(変更前)

施設の名 称	幼保連携型認定こども園 しらゆきこども園 /			
所 在 地	鹿児島市小松原二丁目10番15号 /			
定 区 分	満3歳未満の者		満3歳以上の者	計
	0歳児	1・2歳児		
保育を必要とする子ども	24人	56人	80人	160人
保育を必要としない子ども			15人	15人
員 計	80人 /		95人	175人 /
設 置 目 的	認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもにもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。			
教 育 及 び 保 育 の 目 標 及 び 主 な 内 容	創始理念：新しい時代にたくましく生きる豊かな人間性のある子どもを育てる。 園 訓：「みんな平等」を大切にす。 園長理念：園での豊かな人間関係を通じて新しい自分を発見し、 大人も子どもも輝く楽しい園生活を創造する。 目指す子ども像：・感情豊かな子ども ・自分で考えて行動する子ども ・他人の気持ちは分かる子ども ・感謝の心を忘れない子ども 保育ルール：見守る保育 (子どもといえども一人一人の人格をもった人間として接すること)			
園 長 の 氏 名	原田 真弓			

(変更後)

施設の名 称		幼保連携型認定こども園 しらゆきこども園 /		
所 在 地		鹿児島市小松原二丁目10番15号		
定 員	区 分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計
		0歳児 24人	1・2歳児 56人	80人
	保育を必要とする子ども			160人
	保育を必要としない子ども			15人
	計	80人	95人	175人
認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。				
創始理念：新しい時代にたくましく生きる豊かな人間性のある子どもを育てる。 園 訓：「みんな平等」を大切にす。				
園長理念：園での豊かな人間関係を通じて新しい自分を見出し、 大人も子どもも輝く楽しい園生活を創出する。 目指す子ども像：・感謝豊かな子ども ・自分で考えて行動する子ども ・他人の気持ちは分かる子ども ・感謝の心を忘れない子ども 保育ルール：見守る保育（子どもといえども一人の人格をもつた人間として接すること）				
園 長 の 氏 名		原田 真弓 /		

添付書類

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 2 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程（園則）
 - 3 経費の見積り及び維持方法
 - 4 実施する子育て支援事業
 - 5 その他市長が必要と認めるもの
- の変更前と変更後の書類

理 由 書

社会福祉法人しらゆき福社会における認定こども園事業について、学校法人原田学園へ事業譲渡を行うにあたっては以下の理由によるものである。

1. 社会的要請の背景に、多くの職種が連携して子どもたちの育成や保護者への支援を行う必要があること。
2. 質の高い乳幼児教育の提供と安心、安全な運営の確保を目指し、さらなる事業の発展性を求める必要があること。
3. 認定こども園事業について、学校法人でも運営可能であることから、事業の効率性や職員の人事交流により質の高い職員の育成を図れること。

以上のことについて、学校法人原田学園で、組織内の事業により認定こども園事業の支援、活性化を図れることが事業譲渡において十分に見込まれる。